

## 「益城町」及び「多良木町」が実施している「子ども医療費助成事業」に係る 助成内容の変更について(お知らせ)

### 1 【益城町】

- (1) 医療費助成事業の対象者  
満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの者
- (2) 自己負担額 ※改正前後比較表参照

対象年齢	自己負担額	
	改正前	改正後 (令和 4 年 10 月診療分から)
0～15 歳児	自己負担なし (全額助成)	自己負担なし (全額助成)
<u>16～18 歳児</u>	<u>助成対象外</u>	

### 2 【多良木町】

- (1) 医療費助成事業の助成方法及び対象医療機関等 ※改正前後比較表参照

対象年齢	助成方法及び対象医療機関等	
	改正前	改正後 (令和 4 年 10 月診療分から)
0～18 歳児	球磨郡及び人吉市の 保険医療機関等	<u>県内の保険医療機関等</u> ※ただし、 <u>1 医療機関における月の</u> <u>一部負担金が 21,000 円以上は対象外</u> <u>(償還払い) とする</u>

### 3 助成事業の変更時期

令和 4 年 10 月診療分から

### 4 その他

- (1) 各市町村が実施している医療費助成事業につきましては、助成内容（対象年齢、自己負担等）が異なりますので、窓口において受給者証の提示を受けた場合は、必ず記載内容の確認をお願いいたします。
- (2) 医療費助成事業の助成内容の変更に伴い、現在ご使用の医事システムによる受付業務等に支障のないよう、必要に応じて変更等をお願いいたします。